平成27年度に建設工事で発生した事故事例 (工具・資材による事故)

事故概要:

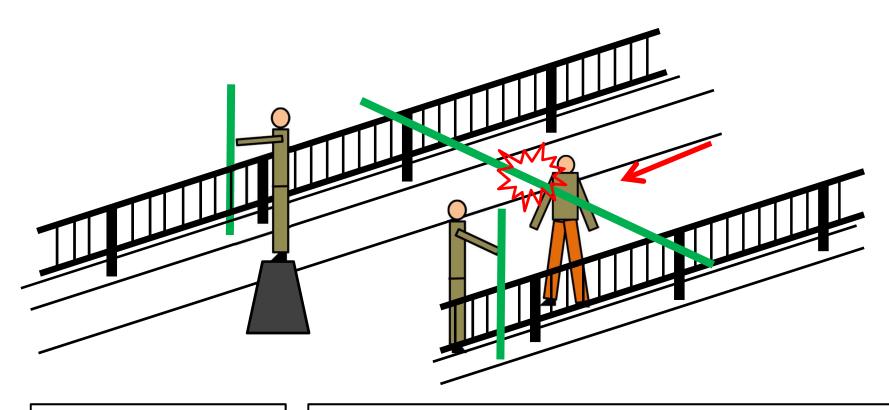
歩道橋に単管足場を掛ける作業中、4mの単管パイプを一時的に高欄上に通路を塞ぐ状態で仮置きしていたところ、歩行者が単管パイプに気づかず接触し負傷した

事故原因:

・歩行者への危険を認識していながら通行止め措置 をせず作業を行った

改善対策:

・歩道橋上で作業する場合は通行止めとする



分類:足場工、設置

被害状況:単管パイプへの接触による負傷

平成27年度に建設工事で発生した事故事例 (墜落・転落による事故)

事故概要:

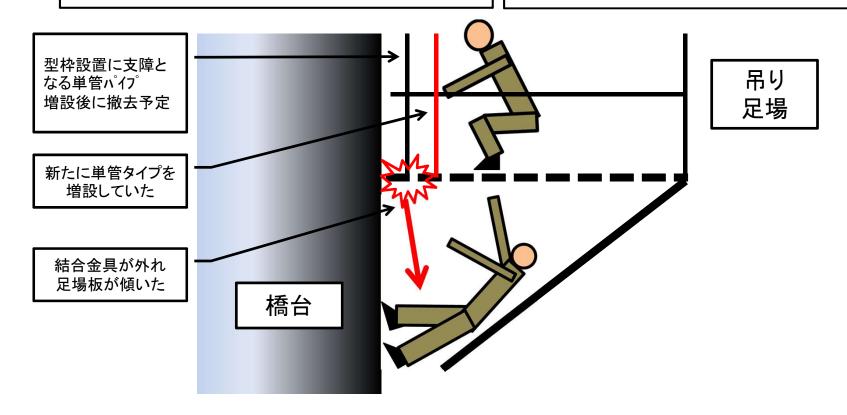
橋梁縁端拡幅工の型枠を設置しようとしたところ、吊り足場の単管パイプが干渉するため、単管パイプを移設作業中、単管パイプを結合する金具(クランプ)が外れて足場板が傾き、作業員が落下し負傷した

事故原因:

- 単管パイプの結合金具が緩んでいた
- 転位しない対策と安全帯着用を行っていなかった

改善対策:

- ・作業開始前点検を徹底する
- ・転位対策と安全帯着用を徹底する



分類:足場工、設置

被害状況:10日間の加療(左膝打撲、捻挫、左足関節打撲)

平成29年度に建設工事で発生した事故事例 (その他の事故)

【事故概要】

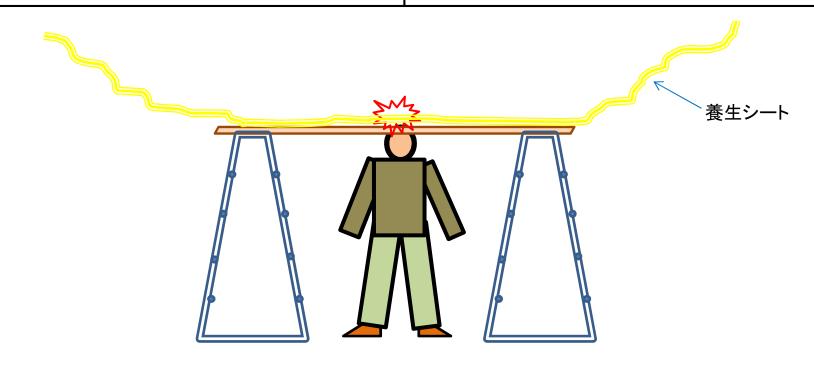
塗装工事において養生作業のため、約1.6mの高さで脚立に足場板を固定し、簡易的に脚立足場を設置していたところ、渡り廊下へ向かおうとした教諭が、養生シート等で脚立足場に気付かず頭部を足場板に接触させ、頭部裂傷及び頸部捻挫を負った

【事故原因】

- ・第三者災害の防止対策として、立入禁止表示等の 措置を怠った
- ・学校施設利用者に対する安全管理の観点における 対策の検討が不十分であった

【改善対策】

- ・学校側と事前に詳細な打合せ調整により、立入禁止 及び通行止め措置を行い、元請け業者が確認後、作 業を開始する
- 第三者交錯部の作業時は誘導員を配置する



分類: 足場工、設置 被害状況: 男性教諭 頭部裂傷・頸部捻挫(加療1週間)

令和3年度に建設工事で発生した事故事例 (墜落・転落事故)

【事故概要】

建築現場において、外部足場組立中に、梁枠設置のためトラス部材の上で作業をしていたところ、2.3m下の2階フロア—に露出していた鉄筋の上に墜落し負傷した。

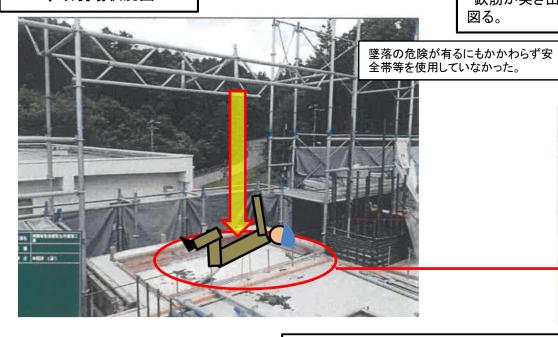
【事故原因】

- ・墜落の恐れがあるような危険を伴う作業を行う下請け作業員に対して、 元方の安全教育・指導が十分でなかった。
- ・被災者は高さ2mを超える箇所で、準備していた安全帯を使用せず、 可搬式作業台等で適切な作業床の確保もせず、単独で作業を行って いた。
- ・2階フロアに上向きに突き出た鉄筋の保護がされておらず、事故時にむき出しの状態であった。

事故現場状況図

【改善対策】

- ・元方事業者は、下請けの労働者が、当該仕事に関し、安衛法及び 安衛規則等に違反しないよう必要な指導を行うとともに、法令等に違 反していると認められるときは、是正のために必要な指示を行うこと を徹底する。(安衛法第29条参照)
- ・危険を伴う作業を行う場合は、単独での作業を禁止する。
- ・高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安全な作業床確保し作業を行うことを徹底する。また、同作業床確保が困難な場合は、安全帯を使用し、危険防止を図る。
- ・鉄筋が突き出て危険な場合は、直ぐに鉄筋用キャップ等で保全を図る。





【被害状況】 業者人身 男1名 外傷性血気胸、左下腿貫通創(1ケ月の休業)

令和3年度に建設工事で発生した事故事例 (建設機械事故)

【事故概要】

歩道橋補修工事において、高所作業車を配置し、学校のフェンス際で仮設足場の設置作業を行っていたところ、ブーム操作を誤りフェンスに接触し損傷させた。

【事故原因】

・作業範囲内に有る学校フェンスについて、接触事故防止の意識が低かったため、作業員への留意事項や注意 喚起等が徹底されず、監視員の配置も適切さを欠いた

【改善対策】

- ・作業範囲内にて、接触等の事故の可能性がある施設について、工事開始前に現場確認をを行い、毎日のKY活動で注意箇所を再確認するとともに、留意事項の周知徹底を図る。
- ・高所作業車を動かす際には、監視員を必ず配置し、上記の注意箇所については、もう1名監視員を配置する。
- ・注意箇所に、作業員全員が認識できるよう目印を設置する。

事故現場状況写真1



事故現場状況写真2



フェンスの向こう側にい た監視員は上を注視し ていた

【分類】足場工 、設置

【被害状況】 公衆災害 学校フェンスー部損傷